0

0

平成 15年



公

道路の位置指定

道路の区域変更 (四件)

土地改良事業の適否決定

(土地改良課)

四

五

平成一五、 平成一五、

四 四

川西歯科医院

温

賢作

坂出市元町三丁目三

六

大山歯科医院

太山

満

東かがわ市引田二四七三

平成一五、

Ę

まちのはいし

詫間

隆弘

仲多度郡多度津町本通三丁目

番 —

六

平成一五

四

観音寺店 そうごう薬局

総合メディカ

観音寺市観音寺町甲一五五〇

土地改良区連合の役員の就任の届出 土地改良区の役員の就退任の届出 (二件)

県営土地改良事業計画の決定 (七件)

◉地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託

(長寿社会対策課)

=

平成一五、

四

医療法人社団

医療法人社団 雲井会

四四四個家甲三一七

指

定 年

月 日

名

称

開

設

所

在

地

香川県知事職務代理者

香川県副知事

Ш

北

文

雄

(道路保全課) 築 課)

Ξ

平成一五

四

医療法人社団

綾歌郡綾南町大字陶二六〇|

もクリニック

雲井会綾こど

うえだ眼科

うえだ眼科 医療法人社団 (健康福祉総務課)

生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出

生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定

告

示

目

次

(●印は、県法規集掲載事項)ページ



香川県告示第三百八号

告

示

5月27日(火曜日)

めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年五月二十七日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助のた

平成一五、

四

薬品ミカワ調株式会社三河

薬品 株式会社三河

綾歌郡国分寺町新居三三九九

剤薬局国分寺

新居旧国道店

公安委員会告示

●香川県迷惑行為追放センター に関する規程の一部を改正する規程

警察本部告示

◉香川県少年補導職員規程の一部を改正する規程

香

Ш

県

報

平成十五年五月二十七日

公安委員会規則

開発行為に関する工事の完了

(都市計画課)

七

平成一五

四

ヒロ調剤薬局

株式会社ヒロ

三豊郡大野原町大字花稲八〇

県営土地改良事業の工事完了 県営土地改良事業計画の変更

◉公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改

正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

八

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 次の指定医 香川県告示第三百九号

(第九〇三三号)

Ш

(第九〇三三号)

療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文

雄

大田郡三木町池戸二三七四	薬局 有限会社仁慈	局三木店 開剤薬	平成一五、三、一五
四とは、おは、おは、おは、おは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ー 本ファーマシ 株式会社西日	とみくま薬局	平成一五、二、二八
善通寺市善通寺町一 三 八	千秋 昌洋	千秋歯科医院	平成一五、三、三一
坂出市元町三丁目三 六	川西廣司	川西歯科医院	平成一五、三、三一
大川郡引田町引田二四七三	歯科医院 医療法人大山	歯科医院	平成一五、三、三一
六 綾歌郡綾南町大字陶二六〇二	上枝宏和	うえだ眼科	平成一五、三、三一
四四四線歌郡国分寺町福家甲三一七	綾直文	ニック 絵こどもクリ	平成一五、三、三一
所 在 地	開設者	名称	廃止年月日

香川県告示第三百十号

平成十五年五月十二日から、次の者に香川県立高松圏域健康生きがい中核施設の目的外使 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定に基づき、

用料の徴収事務を委託した。

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

名称 三木町

住所 木田郡三木町大字氷上三Ⅰ○

香川県告示第三百十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

六月十七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二十七日から同年

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

道路の種類 県道 (一般)

路線名 岡田丸亀線 (百九十五号)

Ξ 道路の区域

減少	七五四	二 六 九 〇 〇	後	市飯野町東二字中宮三番地先	丸亀市飯野町恵
ための区域で管理する	七五匹	≣ ₀ ; 0	前	(先から)	〇六番一二地先から
河川管理者		<u>-</u>	[†]	Z -	欠
備	(メートル) 長	(メートル) (メートル) 敷地の幅員 延 長	前変 後 別更	間	X

香川県告示第三百十二号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

六月十七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二十七日から同年

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

県道 (主要地方道)

道路の種類

路 線

善通寺大野原線 (二十四号)

Ξ 道路の区域

Ŧ	OIII I	五五五	後	九四番一地先まで豊郡高瀬町大字佐股字黒島甲一	四九四番一地先まで
う見 設工事に伴 る る る る る る る る る る る る る る る る る る る	OIII I	三 三 三 三 二 三 二	前	から、字佐股字黒島甲一	四四五番ー地先から三豊郡高瀬町大字佐
備	(メートル) 延 長	(メートル)敷地の幅員	前変 後 別更	間	X

香川県告示第三百十三号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

六月十七日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二十七日から同年

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

道路の種類 県道 (主要地方道)

Ξ 道路の区域 土庄内海線 (二十六号)

路線

名

る事業による事業の	五		後	地先まで 地先まで 地先まで	
	五	- 0	前	- 翌まへら 豆郡土庄町小馬越字窪甲二一一	小豆郡土庄町小
	(メートル) 延 長	(メートル) 敷地の幅員 延 長	前変 後 別更	間	区

香川県告示第三百十四号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二十七日から同年

六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文

雄

道路の種類 県道(一般)

路線名 炭所西善通寺線 (百九十九号)

Ξ 道路の区域

井一七九六番四時中多度郡満濃町十	一〇八番一五地先から仲多度郡満濃町大字吉	区
井一七九六番四地先まで仲多度郡満濃町大字東高篠字上田)八番一五地先から夕度郡満濃町大字吉野下字生稲	間
後	前	前変 後 別更
- 六5 五・〇 六	- 六 四・〇	(メートル) 敷地の幅員 延 長
七五〇	七五〇	(メートル)
	道 な による現 現	備考

香川県告示第三百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 道

路の位置を次のように指定した。

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

平成十五年五月十三日 善土指道 第六号

指

定 番 号

指定年月日

指定道路の位置 善通寺市木徳町字東上代一〇五、一〇九 一及び同地先水路

香

Ш

県

報

平成十五年五月二十七日

Ш

第九〇三三号)

財田中三五五六番地

九五八番地

四 指定道路の幅員とその延長 四・〇〇メートル

四七・〇三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

近藤 近井 野口 大西

成

利男

財田上四四四二番地

四〇九一番地

七九五番地

公 告

香川県公告第三百五十一号

第八条第一項の規定により、男木温室花卉共同施行が土地改良事業 (単独県費補助土地改 良事業石切地区)を行うことについて平成十五年五月十二日適当と決定した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年六月十日から同年六月三十

平成十五年五月二十七日

日まで縦覧に供する。

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

財田町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 三豊郡

平成十五年五月二十七日

香川県公告第三百五十二号

香川県知事職務代理者

香川県副知東 Ш 北 文 雄

退任した役員

氏

名

住

所

退任年月日

川﨑 屮 込山 西川 三豊郡財田町財田上三八七一番地 六九二五番地 五〇八三番地 八三三番地 平成一五、

一二一 六番地

五 三 種役 員 類の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市 香川県公告第三百五十三号 就任した役員 氏 **大西** 小笠原 皆見 近藤 野口 渡辺 込山 渡邊 藤川 島田 大久保英司朗 大久保英司朗 " 久美 賢剛 名 三豊郡財田町財田上一九五八番地 住 財田中三四一五番地 財田上六七一七番地五 財田中一二〇番地 財田中三五五六番地 三〇一五番地 三九五八番地九 二一六五番地 四四四二番地 三一二三番地 八三三番地 六九四四番地 一七三二番地 一七三二番地 所 平成一五、五、四 就任年月日

香川県知事職務代理者

奥ノ池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年五月二十七日

香川県副知事 Ш 北 文 雄

香	理事	種役 員 類の		平	出があった。	条第十六項の規定により、	土地	香川県	"	監事	"	"	"	"	理事	種役 員 類の	二就	"	監事	"	"	"	"	理事	種役 員 類の	退
川	前田	氏		光 五	た。	ハ項の類	以良法	宗公告	柏	佐藤	松 本	松 本	谷口	村 下	西岡	氏	就任した役員	正木	佐藤	松本	松本	谷口	村 下	西岡	氏	退任した役員
県	信義	名		苦月		規定に・	(昭和	墨 三百	裕晴	伸一	治	修	和夫	照男	幸雄	名	役員	誠司	伸一	治	修	和夫	照男	幸雄	名	役員
報	高松	住		平成十五年五月二十七日			一十四	香川県公告第三百五十四号	"	"	"	"	"	"	高松	住		"	"	"	"	"	"	高松	住	
平	高松市前田西町九番地一			H		新川沿	牛法律	亏	楠上	松縄	楠上	今里	"	"	巾楠上			楠上	松縄	楠上	今里	"	"	巾楠上		
成十五	西町九					岸土地	第百九		型丁	買	町丁	型丁	丁	一	町丁			町丁	買	町丁	町丁	一	三	型丁		
華	番地一		香香川川			改良区	十五号		目四番	松縄町三二八番地一	楠上町一丁目八番一号	旦三	目七番	目 五 番	日六番			目七番	松縄町三二八番地一	楠上町一丁目八番一号	旦三	目七番	目 五 番	日六番		
平成十五年五月二十七日		所	川県副知事職			連合か)第八		楠上町二丁目四番一五号	_	号	今里町二丁目二二番一五号	丁目七番一三号	丁目五番一二号	高松市楠上町二丁目六番三三号	所		楠上町一丁目七番二〇号	_	号	今里町二丁目二二番 五号	丁目七番一三号	丁目五番一二号	高松市楠上町二丁目六番三三号	所	
Ĕ			知事 職務			ら役員	十四条					号									号					
			香川県副知事川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			の就任	におい																			
	平		北			につい	て準用		"	"	"	"	"	"	平			"	"	"	"	"	"	平		
	平成一五、	就任	文			て次の	する同								平成一五、	就任								平成一五、	退任	
	四	就任年月日	雄			新川沿岸土地改良区連合から役員の就任について次のとおり届	土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十四条において準用する同法第十八								四	就任年月日								四	退任年月日	
	_														五									四		
													-		88	TYD									CMD	
	香川		· 平 -	ョ ニ そ ナ の		工具设置	女士	上す	香 			平	見に供す	その問	地区	改良	1 1	\$		2	7 7 8	共 す - る。(そ ! の :	原地	改 土 良 地	香川
	香川県公告第		平成十五年	ヨニ十三日まる	こう見んよう	丁画を呼吸上にれる。	当村改良污	上也女是去	香川県公告室			平成十五年	覧に供する。	その関係書類	(地区外一) 討	心良事業(日本地改良法)	香川県公告祭			5 5	压放上三	* - C	その関系書気	原地区外	改良事業(早土地改良法	香川県公告第
	香川県公告第三百五		平成十五年五月	ヨニ十三日まで従覧!	言画を写成一五年五	西多区龙 五年五	当村改良沙(明年)		香川県公告第三百元			平成十五年五月	見に供する。	その関係書類を琴す	(地区外一) 計画を記	 改良事業(県営中間 土地改良法(昭和	二郎双是朱 第二百			五五五	平龙十三手三手:	さる。「自動を表	その関系書頃を満典	川原地区外二)計画も	改良事業(県営中学 土地改良法(昭和	香川県公告第三百元
()	香川県公告第三百五十八		平成十五年五月二十七日	ヨニ十三ヨまで従覧こ共す! その関係書類を琴南町建!	一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・	T画是P找十五年五月二十5 1915年第个男堂中部南部4	3女尽事美、具含中藏词邓4岁之,当时改良污(明末二十岁)		香川県公告第三百五十七			平成十五年五月二十七日	見に供する。	その関係書類を琴南町建設	(地区外一) 計画を平成十	 改良事業(県営中讃南部 土地改良法(昭和二十匹	香川県公告第三百五十六			五年 五年二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	P. 这十三年三月二十二	子の。「一種男子の影響を	その関系書類を満農叮建り	原地区外)計画を平成	·改良事業 〈 県営中鑚南部: 土地改良法 〈 昭和二十四!	香川県公告第三百五十五日
(第九〇=	香川県公告第三百五十八号		平成十五年五月二十七日	ヨニ十三日まで従覧こ共する。 その関係書類を琴南町建設経済	三四次5万一五名五月二十日之め	「画を平伐ト点手互引ニトヨ官り」なら見事(男営中部南部地区中)	3女是事笔、是含中藏有呕也之中,当对改良污(明禾二十四年污迹		香川県公告第三百万十七号			平成十五年五月二十七日	に供する。	その関係書類を琴南町建設経済に	〈地区外一)計画を平成十五年五日	《改良事業(県営中讃南部地区中-土地改良法(昭和二十匹年法律)	香川県公告第三百五十六号			5 万一丑生丑月二十七日		子る。	その関系書類を満農町建设課こ	原地区外)計画を平成十五年	·改良事業(県営中讃南部地区中-土地改良法(昭和二十四年法律)	香川県公告第三百五十五号
(第九〇三三号)	香川県公告第三百五十八号		平成十五年五月二十七日	ヨニ十三日まで従覧こ共する。 その関係書類を琴南町建設経済説及び	この引令非真に集団「建とを示している」	丁画を下伐十五年五月二十五官かた。「一年大十五年五月二十五官)に	3女是事笔、黑舍中藏写图也之中 1周也2一当时改良沙(明末二十四年沙德身百才		香川泉公告第三百五十七号			平成十五年五月二十七日	見に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課にお	《地区外一) 計画を平成十五年五月二十	《改良事業(県営中讃南部地区中山間地:土地改良法(昭和二十匹年法律第百九:				节	平龙上江丰江司二十 17日		その関系書類を満農町建设课こおハで	『原地区外二)計画を平成十五年五月二.	 改良事業(果営中讃南部地区中山間地)土地改良法(昭和二十四年法律第百九:	香川県公告第三百五十五号
(第九〇三三号)	香川県公告第三百五十八号	香		ヨニ十三日まで従覧こ共する。 ヨニ十三日まで従覧こ共する。	この引後非領には可し書きを発える。 同様に	「回を平伐十二年5月二十日定かた。「四を平伐十二年5月二十日定かた。	3女是事笔、果然中藏有邓也之中山即也成验???			香	香	平成十五年五月二十七日	見に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課において平	(地区外一) 計画を平成十五年五月二十日定め.	《改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合:土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号	1977年代・1977年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の				区域上互手互引二十 23	さく見合きができる。	その関系書類を満農町建设果こおハて平成十二	原地区外)計画を平成十五年五月二十日定:	 改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)	香川県公告第三百五十五号
(第九〇三三号)	香川県公告第三百五十八号	香川県副		7二十三日まで従覧に共する。 その関係書類を琴南町建設終済説及び滝浦町建設線	・・・)引後非真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「回を平伐ト互手互用ニトロミクト。「四を平伐ト互手互用ニトロミクト。	当女尽事笔、是常可请可邓也尽可以引也或谂不多请事:一当对改良污(所不二十四年污得多官大十五号)多人			香川県副	香川県知	平成十五年五月二十七日	見に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五	東地区外一)計画を平成十五年五月二十日定めた。	《改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事士地改良法(昭和二十匹年法律第百九十五号)第八	1.3.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		第一是少		P龙上5月5月11十13日	さく 「一一十岁で ジジロ 3 言言してして 3 万一三名 フ	その関系書類を満農町建设課において平成十五丰六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	『原地区外二)計画を平成十五年五月二十日定めた。	- 改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八	香川県公告第三百五十五号
(第九〇三三号)	香川県公告第三百五十八号	香川県副知事香川県和事職務		ヨニ十三日まで従覧こ共する。 その関係書類を琴南町建設紹済制及び清鴻町建設制におり	こう引き 非真 こと 可じき とうこうほう 大き しきしき こうしき 日本 コチニー 日文 8 大	丁画をア伐十五年五月二十日定かた。「一世は「大田の神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神	3女圣事美、皇帝中诸河区也长中山周也成态不多诸事美、最后一世为己多人,而不二十四年次得多官大十五号,多人十七多			香川県副知事	香川県知事職務	平成十五年五月二十七日	元に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年六月	(地区外一)計画を平成十五年五月二十日定めた。	《改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農土地改良法(昭和二十匹年法律第百九十五号)第八十七条	これとは、31:ころにははいっしてはないのであっている。		第一是"儿子"		アガトユキュラニトンコ	だする。	その関系書類を満農町建设課において平成十五年六月三日	『原地区外』)計画を平成十五年五月二十日定めた。	- 改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条	香川県公告第三百五十五号
(第九〇三三号)	香川県公告第三百五十八号	香川県副知事川門副知事・川田の東の東部の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の		弓二十三日まで従覧に共する。 ラニ十三日まで従覧に共する。	こう引き中国には国「金」とで見るが、市場「金」と見こうしことで同国で、万一 ユタコチニー F気を大	丁画をア伐十二十二月二十日足から。「四をア伐十二十二十日とから。」「四をア伐十二十二十二十日とから)」「四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	3女子写笔、号名中境「可以也大」「JB也成念Ar圣青写笔、最也方文】「ゴサ改長方(所禾二十四年 泛省第三十十五号)第ノ十七条第一以			香川県副知事	香川県知事職務代理者	平成十五年五月二十七日	に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年六月三日か	(地区外一) 計画を平成十五年五月二十日定めた。	《改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業 (農業用用土地改良法 (昭和二十匹年法律第百力十五号) 第八十七条第一項	1. 3. 7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		第一是小月午 一名儿男子 事職 多代理者		P.以上三年三月二十二日 1973年	だする。 (その関系書類を満農町建设課こおいて平成十五年六号三ヨから司	『原地区外二)計画を平成十五年五月二十日定めた。	- 改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農業用用土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項	香川県公告第三百五十五号
(第九〇三三号) 五	香川県公告第三百五十八号	務代		7二十三日まで従覧に共する。 おいかい おいかい おいて 平成十五年の関係書類を琴南町建設経済制及び清浦町建設制において 平成十五年	こう引張するにより「重要を行用している」とは、「これ」となって、「一旦を対している」という。	丁画をアガナら手に引二十日をかい。「一日は一日本の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	3女是事笔、是常可请可见也尽可以用也或移动多情事笔、是也方类事笔之员,当时改良污(用禾二十四年污得多官大十五号)多人十七多第一时の共示			香川県副知事・川・北	香川県知事職務代理者	平成十五年五月二十七日	『に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年六月三日から同月	(地区外一)計画を平成十五年五月二十日定めた。	『改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農業用用排水施土地改良法(昭和二十匹年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定	これでは、31・1188831~1188118318318888118818888888888	香川県画気事	新代理			だする。 (『「一年学习 ジング 日本語書「一てし」 3 万一 三名 フリニーフルドリニー	その関系書類を満農町建设課において平成十五年六月三日から司月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	原地区外)計画を平成十五年五月二十日定めた。	- 改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農業用用非水施土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定	香川県公告第三百五十五号
	香川県公告第三百五十八号			ヨニ十三日まで従れに共する。 その関係書類を琴南町建設経済認及ひ潅漑町建設認において平成十五年六月三	こう引き中国 こうりょうしょう あんしょう しゅうしょう アー・ファン・ファン・コート アー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー・コー	丁画をアガトに再に引いた日間といい。「画をアガトに再に入れている。」「画をアガトに再に引いている。」「画をアガトにある。」「「画をアガトにある」「「画をアガトである」「「画をアガトである」「「画をアガトである」	3女是事能へ見合っ境可取也でつ 1周也成後が各情事能へ最也が必事能と同意也に一当地でも没有明確に対して、日本二十四年没有多百十十五年)第八十七条第一項の共気により				香川県知事職務代理者	平成十五年五月二十七日	『に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年六月三日から同月二十三	(地区外一)計画を平成十五年五月二十日定めた。	『改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農業用用排水施設整備土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により	これでは、「「「」」「「」」「」」「」」「」」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」	者川県富矢事	5		P. 以上,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年,1997年	だする。 () ()	その関系書頃を満農町建设果こおハて平成十五手六月三ヨから司引二十三ヨまーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	『原地区外二)計画を平成十五年五月二十日定めた。	『改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農業用用非水施設整備土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により	香川県公告第三百五十五号
	香川県公告第三百五十八号	北		司二十三日まで従覧こ共する。 その関係書類を琴南町建設経済誤及ひ滝沸町建設誤におって平成十五年六月三日から同	こう引後は真には自己をとなると、「一直をとこう)」となって、「一直に入る方面です」の「一直を出す」という。	十回を平伐十三年三月二十日定めた。十回を平伐手掌(県均防災事業)関東池地区タ五)地改信事業(県営中部南部地区中山間地域総合素保事業(県均防災事業)関東池地区タ五	3女是事笔、是常可请可见也尽可以即也或给你多请事笔、是也方次事笔、即更也也尽下运过出的民活(用禾二十四年沒得多官大十五号)多人十七多多一可の共気により。 男管士			北	香川県知事職務代理者	平成十五年五月二十七日	5に供する。	その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦	(地区外一)計画を平成十五年五月二十日定めた。	地改良事業(県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業(農業用用排水施設整備事業)川土地改良法(昭和二十匹年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土	これでは、「日子」「日本」には「日子」「日子」「日子」「日子」「日子」「日子」「日子」「日子」「日子」「日子」	香川県最知事・川・川	5			で、「「「「「「「」」」」、「「」」、「「」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、		原地区外)計画を平成十五年五月二十日定めた。	地改良事業(県営中獚南部地区中山間地域総合整備事業(農業用用排水施設整備事業)前、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土	香川県公告第三百五十五号

計画を平成十五年五月二十日定めた 地改良事業 (県営中護南部地区中山間地域総合整備事業 (農地防災事業) 中谷池地区外一) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 県営土

覧に供する その関係書類を仲南町産業振興課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土 香川県公告第三百五十九号

地改良事業 (県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業 (農道整備事業) 佐文中央竹の尾

地区外三) 計画を平成十五年五月二十日定めた

その関係書類を仲南町産業振興課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦

覧に供する。

平成十五年五月二十七日

香川県公告第三百六十号

香川県知事職務代理者

Ш 北 文 雄

香川県副知事

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、県営土

地改良事業 (県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業 (農道整備事業) 広袖地区外二)

計画を平成十五年五月二十日定めた

供する。 その関係書類を満濃町建設課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦覧に

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文

雄

香川県公告第三百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 県営土

> 口木槲地区)計画を平成十五年五月二十日定めた 地改良事業 (県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業 (農業用用排水施設整備事業) 野

その関係書類を仲南町産業振興課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦

覧に供する。

平成十五年五月二十七日

香川県公告第三百六十二号

香川県副知事

Ш

北

文

雄

香川県知事職務代理者

営土地改良事業 (県営農村地域環境保全整備事業 (綾上地区)) 計画を平成十五年五月二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 県

その関係書類を綾上町建設土木課において平成十五年六月三日から同月二十三日まで縦

覧に供する。

十日変更した。

平成十五年五月二十七日

香川県副知事

Ш

北

文

雄

香川県知事職務代理者

香川県公告第三百六十三号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十

五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

~	平成一四、	南草木	R替農道整備事業	替農道	財源身:	油税	用揮発	漁業	県営農林漁
	平成一五	田井	業	特別事	水 対 策	立非	経営確	農業	県営水田農
	平成一三	高瀬南部	百農道整備事業	替農道	N源 身:	油税	用揮発	漁業	県営農林漁
	工事完了年月日	地区名	名	業	事	良	改	地	土

香川県公告第三百六十四号

三十六条第三項の規定により公告する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第

平成十五年五月二十七日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 Ш 北 文 雄

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

〇、一三三六 一、木田郡牟礼町大字大町字中代二四四〇 二及び二四四〇 一三 木田郡牟礼町大字大町字鐙田一三三三 一、一三三四、一三三五 二、一三三五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市屋島西町一四六二番地四

公安委員会規則

の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

平成十五年五月二十七日

11川県公安委員会委員長 伊 弘 敦

香川県公安委員会規則第十二号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する 条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(香川県警察組織規則の一部改正)

第一条 香川県警察組織規則 (平成十二年香川県公安委員会規則第七号) の一部を次のよ うに改正する。

不良行為等の防止に関する条例」を「香川県迷惑行為等防止条例」に改める 第十五条第十六号及び第十六条第一項第十一号中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的

> 第二条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則(平成 十二年香川県公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。 (公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一

題名を次のように改める。

香川県迷惑行為等防止条例施行規則

川県迷惑行為等防止条例」に改める。 第一条中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「香

を「第六条」に改め、同条第三号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条 第六条第一号中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改め、同条第二号中「第五条」

第四号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

凤記漿11日「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」や「

香川県迷惑行為等防止条例」に改める。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第三条(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則 (平成十二年香川県 公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

則」に改める。 暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則」を「香川県迷惑行為等防止条例施行規 (」を「香川県迷惑行為等防止条例 (」に改め、同項1中「公衆に著しく迷惑をかける 別表七十九の項中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

則

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

公安委員会告示

香川県公安委員会告示第二十八号

香川県迷惑行為追放センター に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年五月二十七日

杳川県公安委員会委員長 弘

敦

香川県迷惑行為追放センター に関する規程の一部を改正する規程

香

Ш

香川県迷惑行為追放センターに関する規程 (平成十二年香川県公安委員会告示第二十一

号)の一部を次のように改正する。

を「香川県迷惑行為等防止条例施行規則」に改める。 第一条中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則

この規程は、平成十五年六月一日から施行する。

警察本部告示

香川県警察本部告示第七号

香川県少年補導職員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年五月二十七日

香川県警察本部長 植 松 信

香川県少年補導職員規程の一部を改正する規程

に改正する。 香川県少年補導職員規程(平成十二年香川県警察本部告示第十五号)の一部を次のよう

的な補導、被害少年に対する継続的な支援」に改める。 第一条第一項中「少年の福祉」を「保護」に、「継続補導、被害少年の保護」を「継続

第二条及び第三条を削る。

項までを削り、第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、同条を第二条とする。 第四条第二項中「次の」を「別図の」に改め、同項各号を削り、同条中第三項から第五

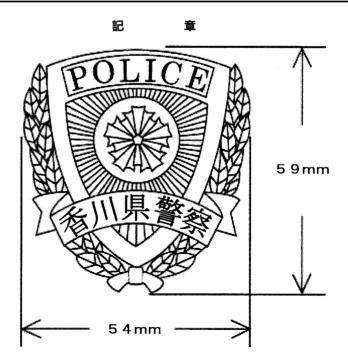
す る。 第五条第一項中「恒久用紙第一葉の表面」を「証票及び記章」に改め、同条を第三条と

別表を削る。

別図第二及び別図第三を削り、別図第一を次のように改める。

別図(第2条関係) 体 本 名刺入れ 215mm 少年補導職員 記章入れ 108mm 7A 15mm V

(第九〇三三号)



- 1 本体は、チョコレート色革製二つ折とし、黒色のひもを付ける。
- 証票入れは、無色透明のプラスチック製とし、証票に表示された事項を外側から確認 することができるものとする。
- 3 証票は、プラスチック製とし、写真(上半身を撮影したもの)を印刷し、又ははり付 け、ホログラムにより日章を表示する。
- 4 記章は、金属製とし、光線部分を銀色、「香川県警察」及び「POLICE」の文字 を黒色、その他の部分を金色で表示する。

九

